

その九 信用リスク対策と管理上の問題点

はじめに

進出企業にとって中国は日本を含む海外市場向け自社製品等の生産拠点（世界の工場）である一方、沿海部の主要都市を中心に展開している消費市場向け自社製品等の販売拠点でもある。

そのため、金融面においては原材料等の仕入代金に充てる人民元の資金調達とともに、製品等の売上代金である人民元の回収管理が重要課題になる。さらには製品等の販売市場の拡大に伴い、販売先の企業や個人に対する信用リスク対策と与信管理も重要課題になる。

I. 信用リスク対策

内販事業の拡大に伴い、進出企業は売掛金の回収遅延や不払い等の信用リスクに晒されることになるが、そのような場合、代引き決済、銀行引受手形、現金振込み確認後等による商品の出荷や受渡の方法が考えられる。

支払条件は月末締め翌月末払いに統一して、支払遅延が発生した場合、催促しても支払いに応じない場合、警告を発して商品を引取ることも必要である。商習慣上、売掛金の期間は平均2ヶ月程度とし、極端な場合、毎年12月末一括支払いという決済条件や商品の出荷から代金の入金まで7～9ヶ月掛かる事例があると聞いている。

II. 信用リスク管理上の問題点

◇販売先の経営実態を把握するための信用情報やデータを入手することが難しい。

販売先の中国企業の決算書や経営情報の入手が難しく、入手できても粉飾決算の見極めが難しい。公認会計士の会計監査に力量差がある、倒産企業に関する情報が公表されない、問題企業の財務状況を見極めるのが非常に難しい等、与信管理の障害になっている。

因みに中華人民共和国商業銀行法39条の規定では健全企業の規制指標は次の通りである。

- ①自己資本比率：8%を下回らない。
- ②預貸率：貸出残高÷預金残高 \leq 75%
- ③大口融資：同一法人の貸出残高 \leq 資本金 \times 10%
- ④流動比率：流動資産残高÷流動負債残高 \geq 25%

◇債権保全の措置が十分に整備、確立されていない。

債権保全措置が十分に整備、確立されていないことが、与信取引上の障害になっている。例えば土地使用権の場合、取引市場が未成熟であるとか、不動産登記簿謄本の閲覧に制約

があり担保物件の評価が難しい。商品や売掛債権等の動産担保に関する法制が未整備のため、それらの保全措置が難しい。保全措置が債務保証付きであっても、保証債務が外貨建の場合、外貨管理局に外債登記されていないと、保証実行時に保証先の中国企業から代位弁済が受けられない。

◇そもそも支払遅延の問題意識が極めて希薄である。

業績不振企業は勿論、業績好調企業でも支払遅延が発生することがある。その裏には支払遅延は「悪」という認識が浸透していないか、あるいは、督促されないので支払わないという商習慣が災いしている。反面、親密な取引先には優先的に支払い、支払先の優先順位を付けている。さらには、不渡に関する厳しい法制度を当事者が認識していないか、あるいは、当局自体の適用や処分への本気度が問題かもしれない。

◇紛争発生時の法的手段が整備されているとは思えない。

販売先と紛争が発生して訴訟に持込んでも、行政の意向で司法の判断が左右されることが問題である。中国企業と外資企業が争った場合、地方保護主義の観点から外資企業に不利な判決が出る場合があると聞く。

◇不渡り制度のペナルティ条項に留意しているとは思えない。

中国にも厳しい不渡り制度がある。不渡小切手の場合では、額面金額の5%、最低1,000元の罰金が課せられる一方、ブラックリストに登録され、銀行取引の停止処分を受ける。期限内に罰金を支払わないと、罰金額の加算があり、手形の振出人には1日につき額面の0.07%の罰金が課せられ、応じないと銀行取引の停止処分を受ける。